

三原燃第19-0499号

令和元年10月25日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

三菱原子燃料株式会社

代表取締役社長 梅田 賢治

核燃料物質加工施設に関する施設定期検査申請書に係る変更届

平成26年9月30日付け三原燃第14-065号をもって申請し、平成29年9月25日付け三原燃第17-0617号、平成30年7月9日付け三原燃第18-0416号、平成31年2月15日付け三原燃第18-1069号をもって一部変更した施設定期検査申請書について、記載事項の一部を変更したので、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の十六第2項の規定に基づき、別紙のとおり届け出いたします。

(別 紙)

1. 変更の内容

- 1) 申請書記載事項の「3. 検査を受けようとする事項及び期日」のうち、検査を受けようとする事項について、「第15回施設定期検査の項目」の表を別記1の通り変更する。
- 2) 申請書記載事項の「3. 検査を受けようとする事項及び期日」のうち、検査を受けようとする期日について、別記2の通り変更する。

2. 変更の理由

- 1) 検査を受けようとする事項について、「第1種管理区域の負圧確認」の検査内容を見直す。
- 2) 検査を受けようとする期日について、令和元年度の検査受検期間(予定)を追記する。

別記 1

【変更前】

(別 添)

第15回施設定期検査の項目

| 検査の対象 | 検査の項目 |
|-------------|----------------------------------|
| 非常用設備 | 自動火災報知設備の警報作動検査 |
| 加工設備本体 | 可燃性ガス漏えい検知の警報作動検査 |
| 加工設備本体 | 六ふっ化ウラン漏えい検知の警報作動検査 |
| 加工設備本体 | 焼結炉冷却水圧力低下の警報作動検査 |
| 廃棄施設 | 負圧警報作動検査 |
| 廃棄施設 | 放射性液体廃棄設備の液面高検知の警報作動検査 |
| 非常用設備 | 非常用発電機、無停電電源装置の作動検査 |
| 加工設備本体 | 自動水素ガス供給停止機構の作動検査 |
| 廃棄施設 | 気体廃棄設備の処理能力検査 |
| 廃棄施設 | 液体廃棄設備の処理能力検査 |
| 放射線管理施設 | ダストモニタの警報作動検査 |
| 加工設備本体 | 過加熱防止のインターロック作動検査 |
| 廃棄施設 | 安全燃焼のインターロック作動検査 |
| 加工設備本体、貯蔵施設 | 搬送設備の停電時保持能力検査 |
| 廃棄施設 | ろ過装置の性能確認検査 |
| 加工設備本体 | 自動窒素ガス切り替え機構のインターロック作動検査 |
| 貯蔵施設 | 貯蔵容器(UF6シリンダ)の六ふっ化ウラン漏えい(スミヤ法)検査 |
| 放射線管理施設 | エリアモニタ(臨界警報装置)の警報作動検査 |
| 廃棄施設 | 送排風機の起動停止シーケンスの作動検査 |
| 加工設備本体 | 下限温度維持のインターロック作動検査 |
| 加工設備本体 | 乾燥機の核的制限値維持のインターロック作動検査 |
| 加工設備本体 | ボート滞留防止機構のインターロック作動検査 |
| 廃棄施設 | 第1種管理区域の負圧確認(*) |
| 加工設備本体、廃棄施設 | 設備内風速の確認検査 |
| 加工設備本体 | 六ふっ化ウラン漏えい拡大防止のインターロック作動検査 |
| 加工設備本体 | 1ボート制限機構のインターロック作動検査 |

*：建物の健全性確認に関する検査も行う。

【変更後】

(別 添)

第15回施設定期検査の項目

| 検査の対象 | 検査の項目 |
|-------------|----------------------------------|
| 非常用設備 | 自動火災報知設備の警報作動検査 |
| 加工設備本体 | 可燃性ガス漏えい検知の警報作動検査 |
| 加工設備本体 | 六ふっ化ウラン漏えい検知の警報作動検査 |
| 加工設備本体 | 焼結炉冷却水圧力低下の警報作動検査 |
| 廃棄施設 | 負圧警報作動検査 |
| 廃棄施設 | 放射性液体廃棄設備の液面高検知の警報作動検査 |
| 非常用設備 | 非常用発電機、無停電電源装置の作動検査 |
| 加工設備本体 | 自動水素ガス供給停止機構の作動検査 |
| 廃棄施設 | 気体廃棄設備の処理能力検査 |
| 廃棄施設 | 液体廃棄設備の処理能力検査 |
| 放射線管理施設 | ダストモニタの警報作動検査 |
| 加工設備本体 | 過加熱防止のインターロック作動検査 |
| 廃棄施設 | 安全燃焼のインターロック作動検査 |
| 加工設備本体、貯蔵施設 | 搬送設備の停電時保持能力検査 |
| 廃棄施設 | ろ過装置の性能確認検査 |
| 加工設備本体 | 自動窒素ガス切り替え機構のインターロック作動検査 |
| 貯蔵施設 | 貯蔵容器(UF6シリンダ)の六ふっ化ウラン漏えい(スミヤ法)検査 |
| 放射線管理施設 | エリアモニタ(臨界警報装置)の警報作動検査 |
| 廃棄施設 | 送排風機の起動停止シーケンスの作動検査 |
| 加工設備本体 | 下限温度維持のインターロック作動検査 |
| 加工設備本体 | 乾燥機の核的制限値維持のインターロック作動検査 |
| 加工設備本体 | ボート滞留防止機構のインターロック作動検査 |
| 廃棄施設 | 第1種管理区域の負圧確認 |
| 加工設備本体、廃棄施設 | 設備内風速の確認検査 |
| 加工設備本体 | 六ふっ化ウラン漏えい拡大防止のインターロック作動検査 |
| 加工設備本体 | 1ボート制限機構のインターロック作動検査 |

別記 2

【変更前】

別表

| 検査の対象 | 検査を受けようとする期日 | | | | |
|--|---|---|---|---|---|
| ・加工設備本体 ・貯蔵施設 ・廃棄施設 ・放射線管理施設 ・非常用設備 ・核燃料物質の検査設備及び計量設備 | 施設定期検査期間：平成 27 年 2 月 23 日 ～ 未定 | | | | |
| | 第 15 回 検査受検期間 平成 27 年 2 月 23 日 ^{※1} ～ 平成 27 年 7 月 17 日 | 第 15 回 （平成 27 年度） 検査受検期間 平成 28 年 2 月 22 日 ～ 平成 28 年 3 月 15 日 | 第 15 回 （平成 28 年度） 検査受検期間 平成 28 年 12 月 5 日 ^{※2} ～ 平成 29 年 3 月 17 日 | 第 15 回 （平成 29 年度） 検査受検期間 平成 29 年 12 月 14 日 ～ 平成 29 年 12 月 26 日 | 第 15 回 （平成 30 年度） 検査受検期間（予定） 平成 31 年 3 月 11 日 ～ 平成 31 年 6 月 28 日 ^{※3} |

※1 平成 27 年 2 月 25 日の六ふっ化ウラン漏えい拡大防止のインターロック作動検査において、検査対象弁を検査状態にした直後に電導度が上昇し、また工業用水投入後に電導度が警報設定値まで上昇しなかったため、検査を中断した。当該設備に対する不適合の原因究明及び是正処置を行った後に、施設定期検査を再開した。

平成 27 年 3 月 2 日の可燃性ガス漏えい検知の警報作動検査において、ガス濃度計を用いて調整した検査用ガスの濃度が検査後に所定の濃度を超過しており、検査前条件を満足しなかったため、検査を中断した。当該設備に対する不適合の原因究明及び是正処置を行った後に、施設定期検査を再開した。

※2 平成 28 年 12 月 6 日の放射性液体廃棄設備の液面高検知の警報作動検査において、液面の波打ちにより警報設定高さよりも低い位置で警報が吹鳴したため、検査を中断した。当該設備に対する不適合の原因究明及び是正処置を行った後に、施設定期検査を再開した。

※3 下記施設定期検査の項目の対象設備は、平成 31 年度の使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、平成 30 年度の検査を受検できる状態ではない。

- ・可燃性ガス漏えい検知の警報作動検査
- ・六ふっ化ウラン漏えい検知の警報作動検査

- ・焼結炉冷却水圧力低下の警報作動検査
- ・自動水素ガス供給停止機構の作動検査
- ・過加熱防止のインターロック作動検査
- ・安全燃焼のインターロック作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構のインターロック作動検査
- ・下限温度維持のインターロック作動検査
- ・乾燥機の核的制限値維持のインターロック作動検査
- ・ボート滞留防止機構のインターロック作動検査
- ・六ふっ化ウラン漏えい拡大防止のインターロック作動検査
- ・1 ボート制限機構のインターロック作動検査

【変更後】

別表

| 検査の対象 | 検査を受けようとする期日 | | | | | |
|--|--|---|--|---|--|--|
| ・加工設備本体 ・貯蔵施設 ・廃棄施設 ・放射線管理施設 ・非常用設備 ・核燃料物質の検査設備及び計量設備 | 施設定期検査期間：平成 27 年 2 月 23 日 ～ 未定 | | | | | |
| | 第 15 回 (平成 26 年度) ※1 検査受検期間 平成 27 年 2 月 23 日 ～ 平成 27 年 7 月 17 日 | 第 15 回 (平成 27 年度) 検査受検期間 平成 28 年 2 月 22 日 ～ 平成 28 年 3 月 15 日 | 第 15 回 (平成 28 年度) ※2 検査受検期間 平成 28 年 12 月 5 日 ～ 平成 29 年 3 月 17 日 | 第 15 回 (平成 29 年度) 検査受検期間 平成 29 年 12 月 14 日 ～ 平成 29 年 12 月 26 日 | 第 15 回 (平成 30 年度) ※3 検査受検期間 平成 31 年 3 月 12 日 ～ 平成 31 年 4 月 16 日 | 第 15 回 (令和元年度) ※4 検査受検期間 (予定) 令和元年 11 月 1 日 ～ 令和 2 年 2 月 14 日 |

※1 平成 27 年 2 月 25 日の六ふっ化ウラン漏えい拡大防止のインターロック作動検査において、検査対象弁を検査状態にした直後に電導度が上昇し、また工業用水投入後に電導度が警報設定値まで上昇しなかったため、検査を中断した。当該設備に対する不適合の原因究明及び是正処置を行った後に、施設定期検査を再開した。

平成 27 年 3 月 2 日の可燃性ガス漏えい検知の警報作動検査において、ガス濃度計を用いて調整した検査用ガスの濃度が検査後に所定の濃度を超過しており、検査前条件を満足しなかったため、検査を中断した。当該設備に対する不適合の原因究明及び是正処置を行った後に、施設定期検査を再開した。

※2 平成 28 年 12 月 6 日の放射性液体廃棄設備の液面高検知の警報作動検査において、液面の波打ちにより警報設定高さよりも低い位置で警報が吹鳴したため、検査を中断した。当該設備に対する不適合の原因究明及び是正処置を行った後に、施設定期検査を再開した。

※3 下記施設定期検査の項目の対象設備は、平成 31 年度の使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、平成 30 年度の検査を受検できる状態ではない。

- ・可燃性ガス漏えい検知の警報作動検査
- ・六ふっ化ウラン漏えい検知の警報作動検査

- ・焼結炉冷却水圧力低下の警報作動検査
- ・自動水素ガス供給停止機構の作動検査
- ・過加熱防止のインターロック作動検査
- ・安全燃焼のインターロック作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構のインターロック作動検査
- ・下限温度維持のインターロック作動検査
- ・乾燥機の核的制限値維持のインターロック作動検査
- ・ボート滞留防止機構のインターロック作動検査
- ・六ふっ化ウラン漏えい拡大防止のインターロック作動検査
- ・1 ボート制限機構のインターロック作動検査

※4 下記施設定期検査の項目の対象設備は、令和2年度に予定している新規規制基準への適合確認を受けるまでの間に使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、令和元年度の検査を受検できる状態ではない。

- ・可燃性ガス漏えい検知の警報作動検査
- ・六ふっ化ウラン漏えい検知の警報作動検査
- ・焼結炉冷却水圧力低下の警報作動検査
- ・自動水素ガス供給停止機構の作動検査
- ・過加熱防止のインターロック作動検査
- ・安全燃焼のインターロック作動検査
- ・自動窒素ガス切り替え機構のインターロック作動検査
- ・下限温度維持のインターロック作動検査
- ・乾燥機の核的制限値維持のインターロック作動検査
- ・ボート滞留防止機構のインターロック作動検査
- ・六ふっ化ウラン漏えい拡大防止のインターロック作動検査
- ・1 ボート制限機構のインターロック作動検査